

犬山市犬山城費特別会計事業経営戦略

令和4年3月
犬山市

犬山市犬山城費特別会計事業経営戦略(案)

団 体 名 : 犬山市

事 業 名 : 犬山市犬山城費特別会計事業

策 定 日 : 令和 4 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 4 年度 ~ 令和 13 年度

※複数の施設を有する事業にあつては、施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

1. 事業概要

(1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用	事 業 開 始 年 度	昭和40年度
事 業 の 種 類	その他観光施設事業 (文化財の一般公開)	施 設 名	犬山城
職 員 数	4 人		
事 業 の 内 容	<p>犬山城は、天文6年(1537)に織田信康によって築城されたと伝えられ、現存する天守は昭和27年(1952)に国宝に指定されている。明治24年(1891)の濃尾地震により大きな被害を受けたが、修理を条件に江戸時代を通して城主を務めた成瀬氏に無償譲渡され、平成16年(2004)に財団法人犬山城白帝文庫(現在は公益財団法人犬山城白帝文庫)に所有権が移管されるまで天守は個人所有であった。</p> <p>昭和40年に犬山市が国宝天守の管理団体に指定されて以来、市が管理を行っている。なお天守を含む旧城郭の一部は、平成30年2月13日に国の史跡に指定されている。文化財の一般公開、犬山市の観光振興、歴史や文化への理解を深めること等を目的に、国宝文化財を適切に管理し、有料施設として公開し、管理・運営をしている。</p>		
民間活用の状況	ア 民間委託	料金徴収、来訪者の安全管理、清掃等、一般公開するために必要な日常運営業務の一部を委託している。	
	イ 指定管理者制度	—	
	ウ PPP・PFI	—	

(2) 料金形態

料金の概要・考え方	<p>○入場登閣料(犬山城入場登閣料等徴収条例に基づく)</p> <p>第2条 犬山城に登閣して城を観覧しようとする者は、別表第1に掲げる入場登閣料を納付しなければならない。</p> <p>別表第1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>入場登閣料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人 一般</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>個人 中学生以下</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>団体 30人以上</td> <td>1割引</td> </tr> <tr> <td>団体 100人以上</td> <td>2割引</td> </tr> <tr> <td>団体 300人以上</td> <td>3割引</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この他、市内の城下町の文化財施設や他の観光施設と連携し、来訪者の回遊性を高め、入場登閣者数の増加につなげるための取り組みとして、犬山城下町周遊券等の各種セット券も販売している。</p>		区分	入場登閣料	個人 一般	550円	個人 中学生以下	110円	団体 30人以上	1割引	団体 100人以上	2割引	団体 300人以上	3割引
	区分	入場登閣料												
個人 一般	550円													
個人 中学生以下	110円													
団体 30人以上	1割引													
団体 100人以上	2割引													
団体 300人以上	3割引													
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成27年3月1日													

(3) 現在の経営状況

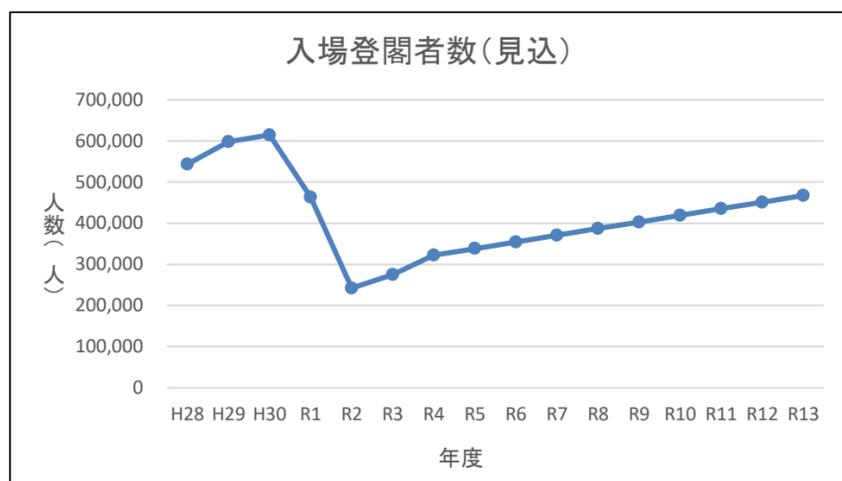
年間利用状況 ※単位を明記すること ※過去3年度分を記載	H30年度	620,116人	R1年度	540,458人	R2年度	255,429人
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	H30年度	156%	R1年度	109%	R2年度	84%
経費回収率 ※過去3年度分を記載	H30年度	145%	R1年度	90%	R2年度	76%
他会計補助金比率 ※過去3年度分を記載	H30年度	0%	R1年度	0%	R2年度	0%
有形固定資産減価償却率 ※過去3年度分を記載		— %		— %		— %
企業債残高対料金収入比率 ※過去3年度分を記載		0%		0%		0%

【上記の収益、資産等の状況等を踏まえた現在の経営状況の分析】
 犬山城の管理・運営、文化財の保護に係る事業は主に入場登閣料収入で賄っており、また、事業の一部は国庫補助を活用しているため、一般会計からの繰入金がない。
 年間利用状況、経常収支比率、経費回収率は減少しているが、これは新型コロナウイルス感染症拡大といった特殊要因が影響したと分析している。これらの指標は、災害や大規模工事の実施等、その年度の特異要因の影響を受け、年度間で大きな差異が生じる場合がある。
 新型コロナウイルス感染症拡大以前の平成30年度の指標では、インバウンド効果も有り、経常収支比率及び経費回収率は100%を上回る実績を残していたため、平常時であれば健全な経営状況にあると判断できる。
 (補足)R1年度の年間利用状況人数について・・・天守保存修理工事のため8月～9月に実施した無料開放(90,525人)の入場者を含んでいる。

2. 将来の事業環境

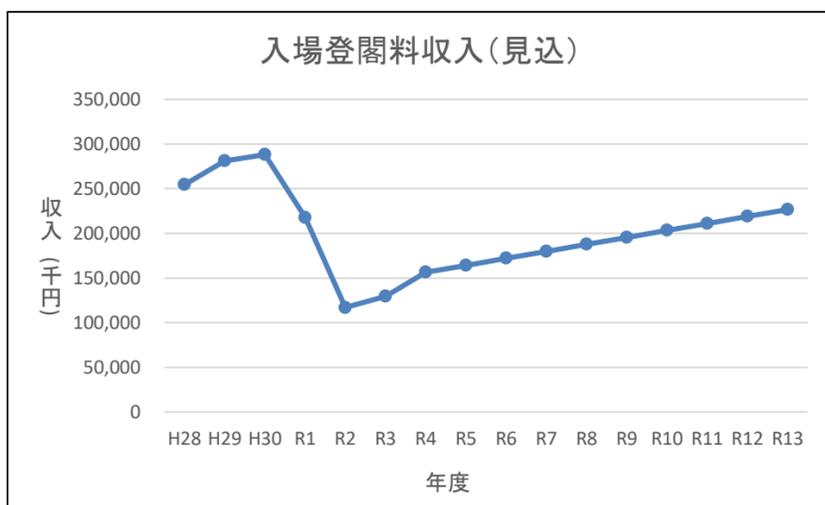
(1) 宿泊客数(観光客数)の見通し

入場登閣者数は令和2年3月から新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け減少していることから、下記のとおり、その特殊要因の影響を加味して、今後の利用者数を見込むこととした。
新型コロナウイルス感染症拡大状況とワクチン接種状況、緊急事態宣言解除後(令和3年10月以降)の入場登閣者数の推移から、令和4年度の入場登閣者見込数を基準に、増加率を5%と見込み算出した。



(2) 料金収入の見通し

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和元年度以降は減収を余儀なくされたが、今後もこのような事態にも対応しなければならない。史跡の整備、天守防災設備の見直しに対応するために、現行の料金体系を維持しつつも、将来的な料金改定の検討を行い、安定した経営を行っていく。入場登閣料の収入見込については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和元年度から減少に転じており、今後の見通しが立てにくい状況となっているが、令和3年度下半期の回復基調を参考に、徐々に元の水準への回復を見込んでいる。最終年度での経常収支比率は100%を目標とする。



(3) 施設の見通し

犬山市は文化財保護法に基づき指定された管理団体として、国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡を適切に保存・管理し、天守の公開にあたっては来訪者の安全管理と文化財の魅力発信に努めて運営している。
天守については大修理を昭和36年～40年に、保存修理工事を平成30年から2ヶ年にわたって実施しているほか、文化財を後世に引き継ぐための維持管理を実施している。今後の史跡犬山城跡の整備については、国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画に基づき、計画的に実施する。具体的な整備計画については、令和4～5年度に策定予定の犬山城整備基本計画に基づき進めることとする。

(施策の実施計画) 国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画 第9章より

保存管理、防災、活用・整備及び運営・体制にて述べた方向性と方法に基づき今後の計画的に実施すべき施策の項目を以下に示す。施策に実施時期については、概ね令和3年度(2021)から令和7年度までの5年間で「短期」、令和8年度から令和12年度までの5年間で「中期」、それ以降については「長期」とした。

区分	項目	短期 (R3~R7)	中期 (R8~R12)	長期 (R13~)
保存管理	遺構等の日常的な維持管理			
	遺構等の破損、劣化箇所の把握			
	計画的な修復			
	石垣カルテの作成			
	石垣カルテの更新			
	調査・研究			
	現状変更等の取扱基準の運用			
	天守の維持管理			
	天守の軽微な修繕			
	天守の修理			
	遺構の保存に影響を及ぼす樹木等の整備			
	斜面の崩落等の危険性がある樹木等の整備			
	眺望の阻害要因となる樹木等の整備			
	日常の植生管理			
	史跡の周辺環境を構成する諸要素の保護			
	追加指定候補地の追加指定への取組			
	防災	防災・防犯対策の強化		
避難経路の確保				
災害に備えた予防対策の実施				
災害時の緊急連絡体制の構築				
活用	公開範囲拡大の検討			
	遺構の顕在化及び公開に向けた検討			
	企画・催事等の継続的な開催			
	情報発信方法、発信内容の充実			
	周辺施設等との連携強化			
	感染症等の拡大防止対策の強化			
整備	犬山城整備基本計画の策定			
	大手門枳形跡の整備			
	遺構の顕在化のための整備			
	遺構の公開に向けた施設整備			
	建造物の復元に向けた調査・整備			
	失われた石垣等の復元に向けた調査・整備			
	案内施設の整備			
	諸施設の日常的な維持管理			
	歴史的景観を阻害する施設等の撤去・更新			
史実に基づかない建築物等の移転・撤去				
運営・体制	各所有者との連携強化			
	犬山市関係部局との緊密な連携			
	官民連携による調査研究体制の構築			
	大規模災害時の危機管理体制の構築			
	事業の検証			
	民間活力の導入による財源の確保			

(4) 組織の見通し

犬山市は文化財保護法に基づき指定された管理団体として国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡を管理している。本事業の日常的な管理・運営業務については、犬山城管理事務所の職員4名体制で実施している。この人員数は必要最小限であるため、新たな事業展開を図る際は増員について検討する。一般公開するために必要な日常運営の一部(料金徴収、来訪者の安全管理、清掃等)を、昭和57年から一般社団法人犬山市観光協会に委託し、官民一体で犬山城の運営にあたっている。犬山市へお越しいただく来訪者の多くが犬山城に登閣することから、来訪者の満足度とサービス向上を図るため、現状の組織体制を維持しつつ、運営の効率化を図っていく方針である。

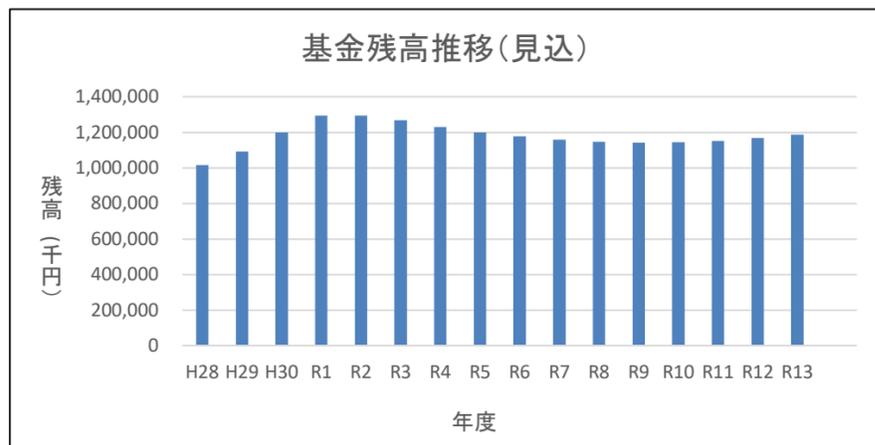
3. 経営の基本方針

「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」大綱より経営の基本方針を以下のとおりとする。

- ・ 国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡をより良い状態で後世に確実に引き継ぐ。
- ・ 往時の姿を明らかにするための調査研究を進め、犬山城が持つ文化財的価値や本質的価値の向上を図る。
- ・ 調査研究の成果に基づき、国宝天守や城郭が刻んできた歴史に思いを馳せ、その魅力や価値を身近に感じることができる場となるよう整備を進める。
- ・ 犬山城の歴史や学術上の価値を市民、国内外の来訪者及び次世代を担う子どもたちにわかりやすく伝え、犬山城に対する誇りと愛着を高める。

本事業の運営にあたっては、文化財を適切に保存・管理し、歴史や文化への理解を深めることに寄与し、入場登閣者を最大限確保できるよう取り組む。なお、国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡の整備にあたっては、入場登閣料収入の他、国庫補助金並びに犬山市犬山城施設整備基金の設置及び管理に関する条例に基づき設置された犬山城施設整備基金を活用する。

＜新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮した目標＞
 経常収支比率(目標最終 令和13年度)100%以上



4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙様式第2「投資・財政計画(収支計画)」のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標
	「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」中の、現状と課題、整備の方法と進め方、施策の実施計画の策定・実施に基づき計画的に進める。なお、具体的な整備計画については、今後策定する犬山城整備基本計画に基づき実施する。 今後、上記計画に基づき、災害等の特殊要因も考慮の上、天守の修理及び史跡の保存・活用を適切に実施する。

「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」第9章、施策の実施計画の策定・実施のとおり

1. 保存管理に関する事業（石垣カルテ、石垣応急修理、樹木整備、史跡の追加指定等）
2. 防災に関する事業（防災設備更新・導入等）
3. 活用に関する事業（石垣、堀、土塁、切岸等の遺構の公開、門、櫓等の復元）
4. 整備に関する事業（犬山城整備基本計画策定、大手門枳形跡の整備、歴史的景観を阻害する施設撤去、遺構の顕在化等）

- ・犬山城整備基本計画策定関係 令和5年度目標
- ・黒門復元関係 令和8年度目標
- ・大手門枳形跡整備関係 令和8年度目標
- ・石垣応急修理関係 令和4年度目標
- ・石垣カルテ調査関係 令和7年度目標
- ・防災設備更新・導入関係 令和6年度目標
- ・その他、遺構の公開関係

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標	現在の料金体系で、経常収支比率100%以上を目標とする。 ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響期間は、収支とサービス提供内容を比較検討しながら適切に支出する方針である。
---	---	--

新型コロナウイルス感染症拡大による影響期間は、大幅な収入の増加(外国人来訪者の減少により)は見込まれないため、事業を精査し、一部事業は犬山城施設整備基金からの繰入、国庫補助の活用等により、財源確保に努める。

- 【国庫補助対象事業】
- ・犬山城整備基本計画策定関係
 - ・黒門復元関係
 - ・大手門枳形跡整備関係
 - ・石垣応急修理関係
 - ・石垣カルテ調査関係
 - ・防災設備更新・導入関係
 - ・その他、遺構の公開関係

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、人件費の他、日常の管理運営委託、夜間警備委託等となっている。そのため、業務の最適化及び効率化を図り、収支とサービス提供内容を比較検討しながら適切な支出を行う方針である。

- 【運営管理に関する事項】
- ・職員給与費に関する事項(犬山城管理事務所職員人件費)
 - ・管理運営費に関する事項(犬山城管理運営委託、犬山城夜間警備委託、設備点検委託料等)

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	文化財の保存・管理の面では、犬山市は文化財保護法に基づき、国宝犬山城天守と史跡犬山城跡の管理団体に指定されており、文化財として一体的管理が必要であるため、民間活用は慎重に検討する必要があるが、国宝犬山城天守の一般公開については、観光振興と密接に関わるため、効果的な公開がなされるよう民間活用の方法について研究する。
投資の適正化	国宝犬山城天守を適切に保存・管理し、修繕が必要な場合は直ちに実施する。 管理運営施設への投資については、単年度に過度な投資とならないよう計画的に執行し負担の平準化に努める。 史跡の具体的な整備は犬山城整備基本計画に基づき行うため、策定後は本戦略に反映する。
その他の取組	天守の修理と史跡の大規模な整備に備えるため、黒字となった場合は犬山城施設整備基金に積み立てることを基本とする。また、新型コロナウイルス感染症拡大等の予期せぬ事態が生じた場合、修理工事、整備等は、前年度繰越金及び基金を活用し、効果的に事業を実施する。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料金	犬山市犬山城費特別会計事業費の内、入場券収入が主な財源となっている。 現状の料金体系を維持することを基本とするが、料金単価の改定については、今後の新型コロナウイルス感染症拡大状況、社会情勢等を把握し、サービスの質の向上につながる取組(展示内容の見直し等)とともに検討する。
稼働率・利用者数	犬山城の調査・整備を継続的に実施することで犬山城の本質的価値を高め魅力向上を図る。 展示内容の見直し、SNSの活用等により情報発信力を強化する。 これらの取組により、新規来訪者だけでなくリピーター、外国人旅行者を確保することで入場券収入の増加につなげる。
企業債	犬山城施設整備基金への積立や、計画的な繰入等適切な資金管理を行うことで、天守の改修工事や史跡整備事業については起債に依存しない運営を継続する。
繰入金	入場券収入を確保し、必要経費の精査、費用対効果を念頭に置きながら事業展開を図ることで、他会計からの繰入金に依存しない経営体制を継続する。
資産の有効活用等による収入増加の取組	施設を有効活用するため、城下町界隈の文化財施設や市内の観光施設と連携してセット券を発行することにより、来訪者の回遊性を高め、市全体の経済活性化に寄与する取組を継続する。加えて、市民参加型の行事を企画し、共に犬山城を守り次世代につなぐ取組を実施することで、文化財保護意識の醸成と犬山城愛を育むことで収入増加につなげる。
その他の取組	国庫補助制度の動向を適切に捉える。 ふるさと納税等の寄附につながる事業を検討する。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料	委託内容の精査、見直しを行うことでサービスの質の向上、委託料の適正化を図る。
管理運営費	日常の運営管理にあたる人員は必要最小限としており、今後は更なる業務の効率化により需用費の削減に努める。
職員給与費	運営管理にあたる必要な人員を継続的に確保する。 新たな事業を展開する場合は必要に応じて人員増を検討する。
その他の取組	市民参加による、犬山城を守り次世代につなげる取り組みを強化する。 世界文化遺産暫定リストへの記載、将来的な世界遺産登録に向け、犬山城の普遍的価値を磨き上げ、魅力発信、市民参加の取り組みを広げる。

5. 公営企業として実施する必要性等

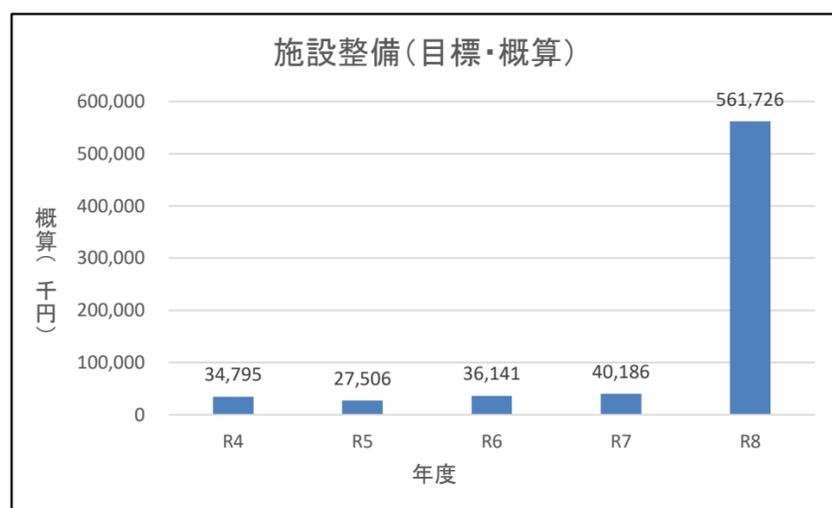
事業の意義、提供するサービス自体の必要性	本市は、国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡の管理団体として、文化財を適切に保存・管理しなければならない。本事業は、犬山城の歴史と文化の魅力を発信するだけでなく、観光施設の一つとして、毎年多くの来訪者が訪れることで、地域経済の活性化に大きく寄与している。その魅力が伝わるよう調査・整備を継続し、また、魅力が発揮される管理・運営が求められている。
公営企業として実施する必要性	国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡は文化財保護法により犬山市が管理団体に指定されており、適切に保存・管理・活用する責務がある。また、施設の公開にあたっては文化財保護の観点と密接に関連するものであることから高い公共性を有しているため、公営企業として運営する必要がある。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	犬山城の管理及び運営に関する事項について審議する犬山城管理委員会において、事業計画及び事業実績、予算及び決算状況の報告を行い、その内容について審議することで事後検証を行う。 また、犬山城整備基本計画策定後、令和8年度を目安に中間見直しを実施する。
---------------------	--

参考 犬山城の整備見込

※実施年度及び費用は目標年度と概算額を記載しています。



	R4	R5	R6	R7	R8
整備基本計画	○	○			
黒門復元	○	○	○	○	○
大手門枳形跡整備	○	○	○	○	○
石垣応急修理	○				
石垣カルテ調査	○	○	○	○	
防災設備更新・導入	○	○	○		

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円,%)

年 度		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
区 分		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(予 算)	(見 込)	(見 込)	(見 込)	(見 込)	(見 込)	(見 込)	(見 込)	(見 込)	(見 込)	(見 込)
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	311,005	264,326	129,358	150,860	175,090	182,906	190,722	198,538	206,354	214,170	221,986	229,802	237,618	245,434
	(1) 営 業 収 益 (B)	288,916	218,533	117,531	130,112	157,042	164,858	172,674	180,490	188,306	196,122	203,938	211,754	219,570	227,386
	ア 料 金 収 入	288,124	217,869	116,937	129,369	156,319	164,135	171,951	179,767	187,583	195,399	203,215	211,031	218,847	226,663
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ そ の 他	792	664	594	743	723	723	723	723	723	723	723	723	723	723
	(2) 営 業 外 収 益	22,089	45,793	11,827	20,748	18,048	18,048	18,048	18,048	18,048	18,048	18,048	18,048	18,048	18,048
	ア 他 会 計 繰 入 金														
	イ そ の 他	22,089	45,793	11,827	20,748	18,048	18,048	18,048	18,048	18,048	18,048	18,048	18,048	18,048	18,048
	2 総 費 用 (D)	199,154	242,702	154,633	209,922	213,231	213,230	213,230	217,297	217,297	217,297	221,442	221,442	221,442	225,671
	(1) 営 業 費 用	199,154	242,702	154,633	209,922	213,231	213,230	213,230	217,297	217,297	217,297	221,442	221,442	221,442	225,671
	ア 職 員 給 与 費	4,055	4,110	11,624	11,926	11,803	11,803	11,803	12,040	12,040	12,040	12,280	12,280	12,280	12,526
	イ ち 退 職 手 当														
	イ そ の 他	195,099	238,592	143,009	197,996	201,428	201,427	201,427	205,257	205,257	205,257	209,162	209,162	209,162	213,145
	(2) 営 業 外 費 用														
ア 支 払 利 息															
イ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ ち 資 本 費 平 準 化 債 分															
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	111,851	21,624	△ 25,275	△ 59,062	△ 38,141	△ 30,324	△ 22,508	△ 18,759	△ 10,943	△ 3,127	544	8,360	16,176	19,763	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	20,757	37,341		26,127	38,441	30,624	22,808	19,059	11,243	3,427				
	(1) 地 方 債 償 還 金														
	イ ち 資 本 費 平 準 化 債														
	(2) 他 会 計 補 助 金														
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金														
	(6) 工 事 負 担 金														
	(7) そ の 他	20,757	37,341		26,127	38,441	30,624	22,808	19,059	11,243	3,427				
	2 資 本 的 支 出 (G)														
	(1) 建 設 改 良 費														
	イ ち 職 員 給 与 費														
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)														
	イ ち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金														
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	20,757	37,341		26,127	38,441	30,624	22,808	19,059	11,243	3,427					
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	132,608	58,965	△ 25,275	△ 32,935	300	300	300	300	300	300	544	8,360	16,176	19,763	
積 立 金 (K)	126,767	132,622	364	301	300	300	300	300	300	300	544	8,360	16,176	19,763	
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	126,691	132,532	58,875	33,236								244	8,060	15,876	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)															
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	132,532	58,875	33,236									244	8,060	15,876	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)															
実 質 収 支 黒 字 (P)	132,532	58,875	33,236									244	8,060	15,876	
(N)-(O) 赤 字 (Q)															
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)															
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	156	109	84	72	82	86	89	91	95	99	100	104	107	109	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 不 足 額 (R)															
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	288,916	218,533	117,531	130,112	157,042	164,858	172,674	180,490	188,306	196,122	203,938	211,754	219,570	227,386	
地 方 財 政 法 による 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100) (T)															
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 額 (U)															
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (V)															
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (W)															
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100) (X)															
他 会 計 借 入 金 残 高 (Y)															
地 方 債 残 高 (Z)															

○他会計繰入金 (単位:千円)

年 度		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
区 分		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(予 算)	(予 算)	(予 算)	(予 算)	(予 算)	(予 算)	(予 算)	(予 算)	(予 算)	(予 算)	(予 算)
収 益 的 収 支 分	イ ち 基 準 内 繰 入 金														
	イ ち 基 準 外 繰 入 金														
資 本 的 収 支 分	イ ち 基 準 内 繰 入 金														
	イ ち 基 準 外 繰 入 金														
合 計															